東海旅客鉄道株式会社戦傷病者乗車券引換規則の一部改正(特別急行列車つばさ号の全車指定席化に伴う改正)	
現行	改正
(前略)	(前略)
(戦傷病者乗車券類引換証の使用方)	(戦傷病者乗車券類引換証の使用方)
第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える	第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える
場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおり	場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおり
とする。	とする。
(1) 戦傷病者乗車券引換証(甲種)及び戦傷病者乗車券引換証(乙種)	(1) 戦傷病者乗車券引換証(甲種)及び戦傷病者乗車券引換証(乙種)
片道乗車券については1枚、往復乗車券及び連続乗車券については2枚と	片道乗車券については1枚、往復乗車券及び連続乗車券については2枚と
する。	する。
(2) 戦傷病者急行券引換証(甲種)及び戦傷病者急行券引換証(乙種)	(2) 戦傷病者急行券引換証(甲種)及び戦傷病者急行券引換証(乙種)
1個の急行列車の急行券 <u>及び</u> 旅客規則第 57 条第7項の規定を適用して発	1個の急行列車の急行券、旅客規則第57条第7項の規定を適用して発売す

<u>券</u>について1枚とする。

る特別急行券及び同第57条の3第4項の規定を適用して発売する特別急行

(以下略)

附則

この通達は、令和4年3月12日乗車となるものから施行する。

(以下略)

売する特別急行券について1枚とする。